

◆保税蔵置場検査

1. 記帳義務
2. 貨物在庫管理
3. C P（社内管理規定）について
4. 非違の概要
5. 検査結果の通知

1. 記帳義務（関税法第34条の2）

保税地域（保税工場及び保税展示場を除く。）において貨物を管理する者は、その管理する外国貨物又は輸出しようとする貨物について帳簿を設け、政令で定める事項を記載しなければならない。

※記帳事項（施行令29条の2）

記帳義務（関税法施行令第29条の2）

貨物搬入 (第1項第1号)	内容点検・ 改装、仕分け (第1項第2号)	貨物を置くことの承 認又は指定を受けた 場合(第1項第3号)	輸入許可を 受けた場合 (第1項第4号)
・当該貨物の記号、番号、品名及び数量 ・当該貨物を入れた搬入月日 ・初めて入れた場合（船舶・航空機名称・入港年月日） ・搬入方法（保税運送番号等）	・当該貨物の記号、番号、品名及び数量 ・当該行為の種類及び内容 ・当該行為をした年月日 ・当該行為により変更があったときはその変更内容	・当該承認又は指定の年月日 ・承認書番号又は指定に係る承認書又は指定書の番号	・当該貨物の記号、番号、品名及び数量 ・当該許可年月日 ・当該許可書番号

記帳義務（関税法施行令第29条の2）

輸入許可前における 貨物の引取り承認 (第1項第5号)	見本の一時持出の許可 (第1項第6号)	外国貨物の搬出 (第1項第7号)
・当該貨物の記号、番号、品名及び数量 ・当該承認年月日 ・当該承認番号	・当該貨物の記号、番号、品名及び数量 ・当該許可に係る期間及び持出し先 ・当該一時持ち出しの年月日	・当該貨物の記号、番号、品名及び数量 ・当該貨物を 出した年月日 ・貨物を出すときに必要な許可・承認年月日、許可・承認番号 ※外国に送り出す場合 (船舶・航空機名称 出港年月日)

電磁的記録による帳簿の保存

(基本通達34の2－4)

電磁的記録により保存する場合の取扱い

(1) 保存される電磁的記録の適切な保全

- ・ バックアップ・データ等の保存
- ・ システム設計書等の保存

電磁的記録の届出

(基本通達34の2－4)

(2) 電磁的記録を行う場合の届け出

- ・届出者の住所地及び氏名又は名称
- ・保税地域の所在地及び名称（保税コード含む）
- ・帳簿の保存場所、保存方法
- ・電磁的記録による保存を開始しようとする年月日
- ・電子計算機システムの概要
- ・その他税関が必要と認める事項

（バックアップ方法、保存場所等記載）

（※任意様式）

電磁的記録による保存 (注意事項)

配信電文の取込み・保存は完了しましたか？

- ・ 管理資料保存確認台帳を作成して取込み漏れを防ぐ。
- ・ 取込みの確認は複数人が責任を持ち行う。
- ・ 大型連休に注意。
- ・ 管理資料の保存データは、手を加えない。
- ・ データのバックアップは重要。
- ・ 保存データは、検査対象期間のみ保存。
- ・ 配信電文の内容の確認。

配信電文の取込み漏れによる非違の発生割合は高く注意が必要です。

2. 貨物在庫管理

貨物在庫情報照会 (IWS) の活用

NACCSで (IWS業務) を行うと蔵置場内に蔵置される
在庫貨物の情報が表示されます。

- ・ 貨物管理番号
- ・ 品 名
- ・ 個 数 (数量)
- ・ 搬入日
- ・ 許可、承認状況

蔵置方法

さし札及び蔵置方法

保税地域に蔵置されている外国貨物又は輸出しようとする貨物については、内国貨物と混合することのないように、原則として積載船(機)名、品名、個数、数量及び搬入年月日、その他必要な事項を表示した上、区分して蔵置する。

(関税法基本通達34の2-6)

3. CP（社内管理規定）について

CP（Compliance-Program）とは

関税法基本通達34条の2-9（貨物管理に関する社内規定の整備）に規定する貨物管理に関する社内管理規定をいう。

非違・事故の防止目的から保税検査において社内管理規定の履行状況について重点を置いて確認しています。

社内管理責任体制の整備

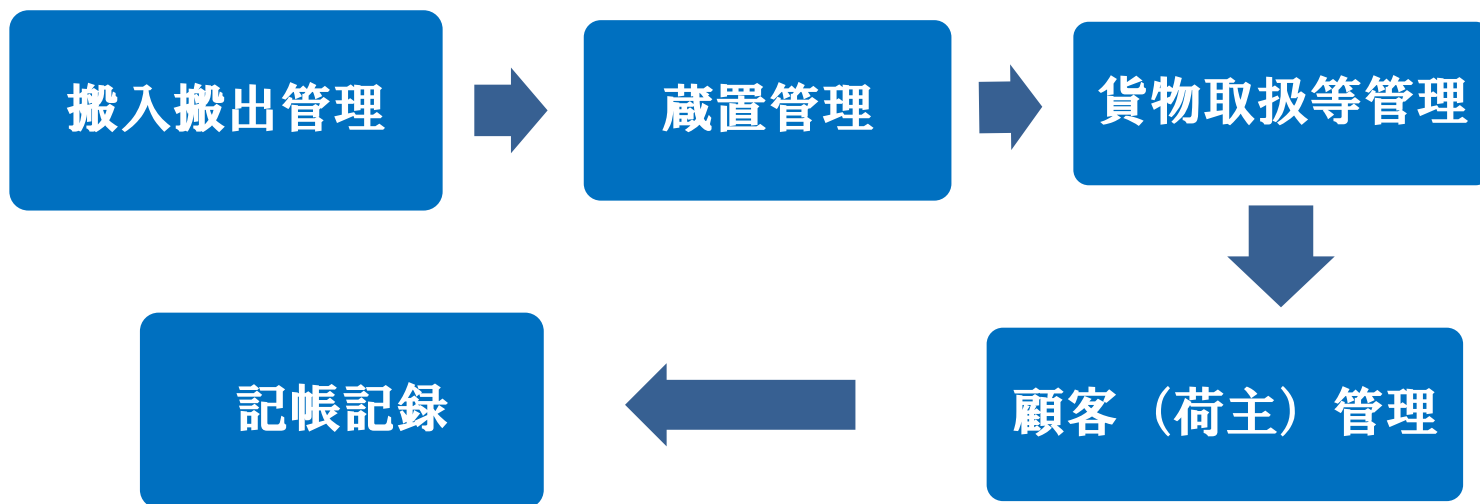
保税業務全般に関する責任体制の明確化のため、その
具体的業務内容と 責任者 について規定の整備を行
う。



貨物管理手続体制の整備

倉主等の基本的作業

- ・ 貨物の搬出入に係わる確実な**記帳**
- ・ **搬入**、**蔵置**、**取扱い**、**搬出**の各段階における管理手続き等について規定を整備する。

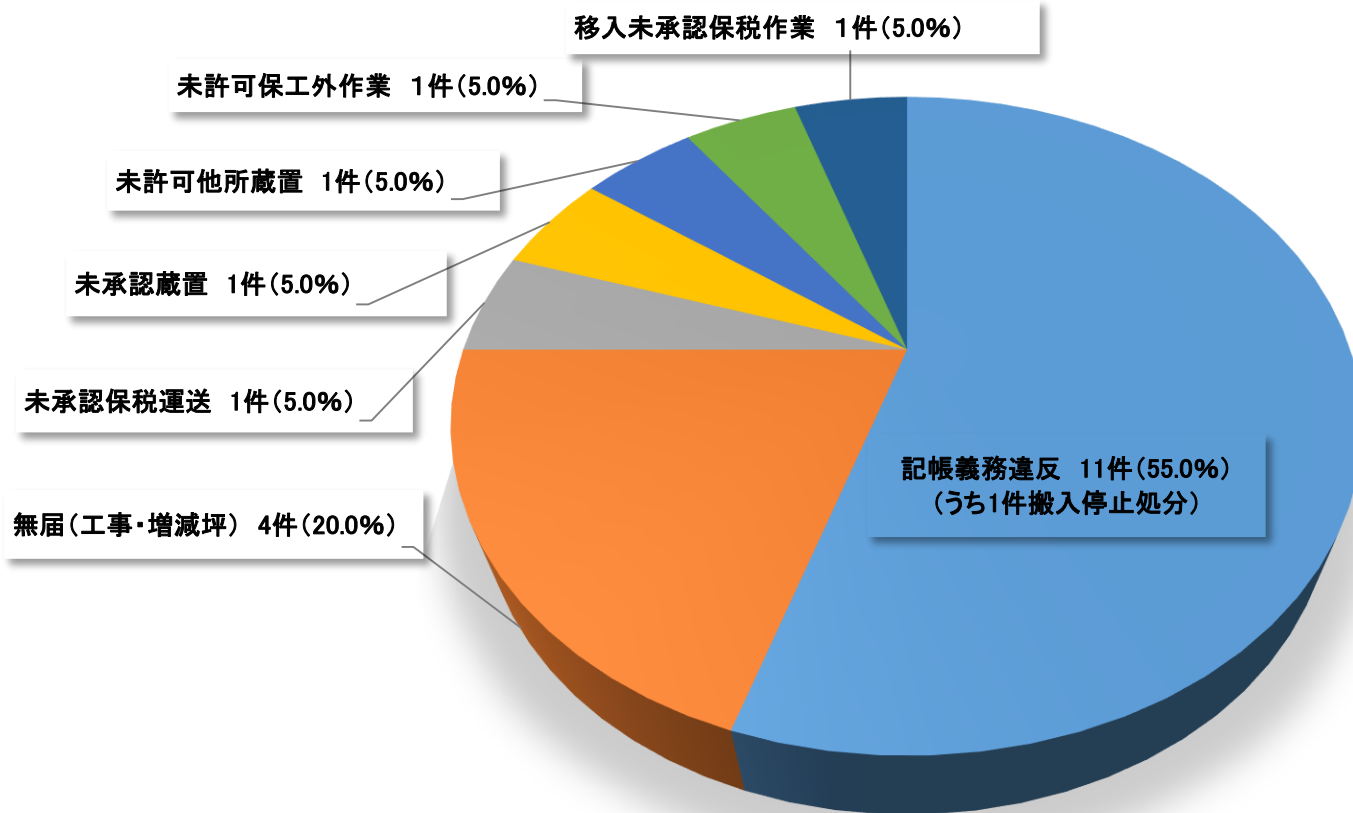


- 貨物の保全のための体制整備
- 税関への通報体制の整備
- 教育訓練についての体制の整備
- 評価・監査制度の整備
- その他留意事項

4. 最近の保税地域の処分、非違の概要

平成28事務年度 神戸税関管内の非違・処分の概要

神戸税関監視部



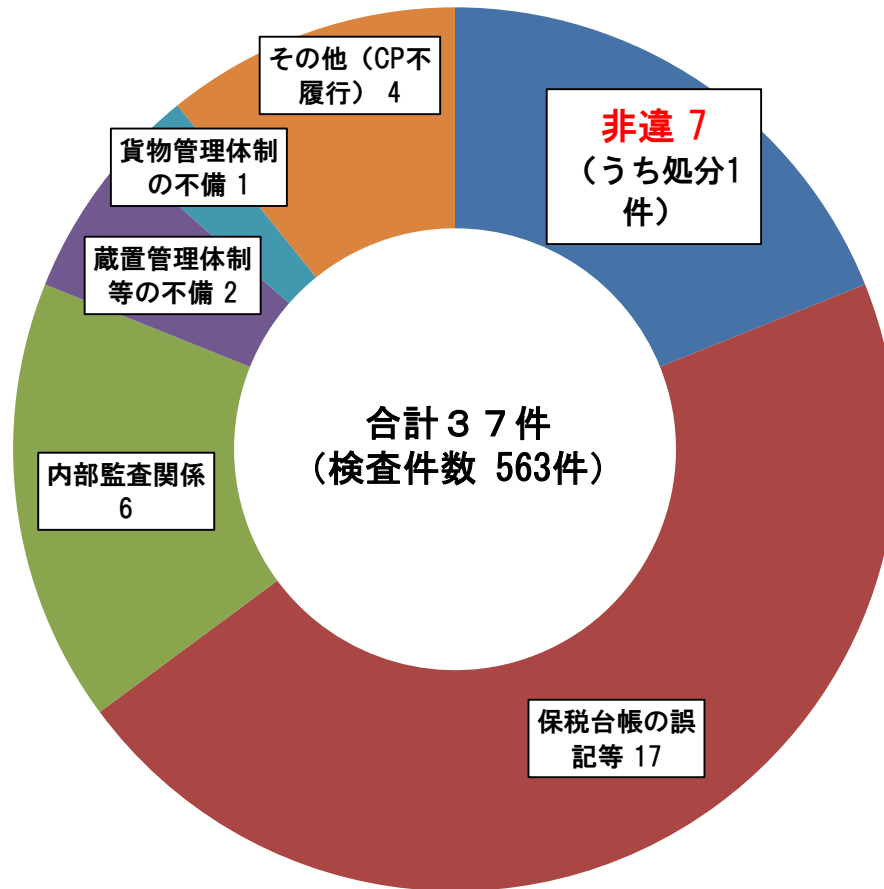
計20件(うち処分1件) ※【3件】

※【3件】は処分になり得た件数(内書)

直ちに社内管理体制の改善に取り掛かった場合等により減算措置が講じられた結果、処分に至らなかったもの。

1. 最近の保稅地域の処分、非違の概要

保稅蔵置場等検査結果（平成28事務年度 神戸税関管内）



非 違：7 件

- ・ 管理資料収録漏れ（記帳義務違反） 1 件
- ・ 管理資料登録漏れ（搬出登録漏れ）（記帳義務違反） 1 件
- ・ 保稅台帳未記帳（m） 5 件
（記帳義務違反：処分 1 件）

（注） m：マニュアル台帳

指摘事項：30 件

- ・ 保稅台帳の誤記等（貨物搬出日誤記、誤搬出「事故」、見本持出日記帳ミス等） 17 件
- ・ 内部監査関係（内部監査未実施、内容不適切） 6 件
- ・ 蔵置管理体制等不備（差札の不備） 2 件
- ・ 貨物管理体制の不備（保稅運送番号の不備） 1 件
- ・ CP の不履行（CP と手続き不一致等） 4 件

2. 非違に至った要因等について

1. 非違に至った要因（件数は、神戸税関管内）

① NACCS管理蔵置場等（2件）

○担当者が民間管理資料の取得を失念したもの… 1件

- ・管理資料取得日の不徹底
- ・取得漏れを防止する二重チェック体制の形骸化

○担当者が輸出貨物に係る記帳（搬出登録）を失念したもの… 1件

- ・定期的な在庫状況照会（IWS）の未確認
- ・搬出確認登録のチェック体制の不備

② マニュアル管理蔵置場等（5件）

○担当者が貨物の搬出入に係る記帳を失念したもの… 5件

- ・保税台帳への記帳認識が希薄
- ・担当者間の連絡不備
- ・事後確認の不徹底

2. なにが悪いのか（改善するためには）

① 社内連携体制の不備 ⇒ 担当者間の連携体制を確実にする

② 法令等知識の欠如 ⇒ 適切な社内教育、保税説明会等への積極的な参加

③ 確実なチェック体制の不備 ⇒ 業務委託したものでも最終チェックは、各責任者が責任を持って行う

3. 処分の考え方

○ 再度の非違

最初の非違 ⇒ 再度の非違（3年以内） ⇒ 加算点あり ⇒ 搬入停止のリスク

○ 役員等責任者が関与

役員、貨物管理責任者等が非違に関与 ⇒ 加算点あり ⇒ 搬入停止のリスク

○ 早めの税関への届け出

非違が行われたことを管轄の保税部門に申出 ⇒ 減算の可能性有 ⇒ リスク減

○ 直ちに再発防止

非違が行われたことを受け直ちに再発防止 ⇒ 減算の可能性有 ⇒ リスク減

5. 検査結果の通知

平成28年4月より、保税検査を終了したときには、検査結果(問題点の有無、注意すべき事項)の内容を明確にするため、**「保税業務検査結果通知書」**

に指摘・指導事項等の必要な事項を記載の上、交付することとなりました。

指摘・指導された問題点の改善を図りましょう

保稅業務検査結果通知書

〇〇港運 株式会社 殿

次の期間における保稅業務検査を終了したので、結果を通知いたします。

1. 検査対象保稅地域名： 〇〇〇－〇〇上屋 指定保稅地域
(借受者：〇〇港運(株))
2. 検査対象期間： 平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで
3. 指摘・指導事項

【指摘事項】 (例)

誤記帳が散見されることから記帳内容を複数の者により確認し、正しい記帳に努めること。

平成〇年〇月〇日

神戸税関監視部保稅検査第1部門

保稅地域監督官 〇〇 〇〇 印 (個人)